

# 税制に対する意見

平成 19 年 10 月

 社団法人 **中部経済連合会**

# 目 次

I	税制の抜本的な改革の必要性	1
II	平成 20 年度改正	2
	1 法人税制について	
	(1) 国際競争力を支える租税特別措置	2
	(2) グローバル化に適応した国際租税制度	2
	(3) 地球環境問題に対処する税制	2
	(4) 連結納税制度について	3
	(5) 欠損金の繰戻還付再開	3
	(6) 年金に関する税制について	3
	(7) 受取配当金の益金不算入	3
	(8) 減価償却制度	4
	(9) 公益法人課税について	4
	2 地方税制のあり方	
	(1) 地方分権・道州制に向けた税制について	4
	(2) 固定資産税の課税基準	5
	(3) 課税自主権について	5
	3 個人税制について	
	(1) 子育て支援に向けた所得控除の見直し	6
	(2) 金融所得課税について	6
	(3) 「ふるさと納税」について	6
	4 その他	
	(1) 道路特定財源	6
	(2) 納税者番号制度の導入	7
	(3) 申告実務の簡素化	7

# 「税制に対する意見」

## I 税制の抜本的な改革の必要性

わが国の公的債務残高は 800 兆円を超えており、人口減少・少子高齢社会が本格的に到来する前に、財政再建への道筋をつけなければ、国家破産の危機に直面せざるを得ず、「官から民へ」、「国から地方へ」の構造改革を加速するとともに、経済の効率をより一層高めていかなければならない。

財政面では、歳出・歳入一体改革の実現が不可欠であるが、国民の理解と協力を得るためには、歳出（行財政）改革の実現が先行することが大前提となる。しかしながら、徹底した歳出削減が実施されたとしても、増大し続ける社会保障給付費や、さらには公的債務残高の削減を進めていくための財源が不足することは明らかであり、歳入面（税制）の抜本改革にも早急に取り組んでいく必要がある。

税制改革にあたっては、わが国が安定した経済成長を維持していくために不可欠な個人や企業の活力を最大限に引き出すことが重要であり、わが国の基幹三税（所得税・法人税・消費税）のバランスを、現状の直接税に大きく偏っている体系から、負担が勤労世帯に偏らず幅広い世代が公平に負担する消費税を中心とするものに移行していくべきである。

また、企業が、厳しいグローバル競争を勝ち抜き、わが国経済の活性化に寄与し続けるためには、国際的にみても高い水準にある法人実効税率を引き下げて、国際的な税制のイコールフッティングをはかっていくことが必要である。

なお、消費税率の引き上げに際しては、地方分権の推進に向けて、偏在性が少なく安定した税源を確保する観点から、大都市への偏在性・景気動向による不安定性といった問題がある地方法人二税の縮減と地方消費税の拡充を検討すべきである。

## Ⅱ 平成 20 年度改正

### 1 法人税制について

#### (1) 国際競争力を支える租税特別措置

わが国の経済成長を持続させるためには、企業が国際競争に勝ち抜いていくことが必要であり、税制面からの後押しが重要となる。

研究開発促進税制については、平成 20 年 3 月 31 日が期限となっている「試験研究費の増加型控除制度」の適用期限を延長するとともに、控除限度額を引き上げ、また限度超過額の繰越期間を延長すべきである。

情報基盤強化税制および人材投資促進税制についても維持・拡充をはかるべきである。

#### (2) グローバル化に適応した国際租税制度

企業活動のグローバル化が進む現代において、わが国企業の国際的な活動を妨げることのない国際租税制度の整備が求められる。

外国税額控除については、国際的二重課税を可能な限り排除するために、控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間の延長、間接外国税額控除対象会社の拡大をはかるべきである。加えて、控除限度額については繰越か損金算入の選択を認めるべきである。なお、外国税額控除限度額の計算方法については、税制簡素化の観点から現行の一括控除限度額方式を維持していくことが適当である。

タックスヘイブン税制については、国際的に法人実効税率が引き下げられている状況を勘案して、軽課税率の判定基準を見直すべきである。また、内国法人がタックスヘイブン国に設立した子会社について、営業実態があることの定義を明確にすることが求められる。

#### (3) 地球環境問題に対処する税制

温暖化防止等の環境問題は、地球規模での対策が必要であり、国際的な連携をはかって対応していかなければならない。その際には、わが国企業が有している環境・省エネに関する優れた技術をより一層活用していくことが求められる。

税制面では、企業による省エネルギー対策や新エネルギーの導入等を支援するエネルギー需給構造改革投資促進税制の拡充をはかるべきである。また、民生部門においても、省エネ基準を満たした新築住宅や、省エネルギー改修を対象とする税制優遇措置を講ずるべきである。

温暖化対策として提案されている「環境税」については、わが国だけが環境税を導入しても、生産拠点がエネルギー効率の低い国へ移転してしまうことにより、地球規模での温暖化対策に対する効果には疑問がある上に、わが国の国内産業の空洞化を引き起こす恐れがあることなど問題が多い。

#### **(4) 連結納税制度について**

連結納税制度については、わが国企業の国際競争力の強化を目的として導入されたものであるが、あまり活用が進んでいない状況にあり、利用しやすい制度に改革する必要がある。

連結グループ内の寄附金の取扱い、連結納税制度適用・加入時における子会社の繰越欠損金切り捨て・時価評価について見直しを行うべきである。

#### **(5) 欠損金の繰戻還付再開**

欠損金の繰戻還付については、平成4年度改正において厳しい財政状況を理由に適用が停止されているものであるが、法人税法に規定されているものであり早期に再開すべきである。

#### **(6) 年金に関する税制について**

企業年金の運用資産に課税する特別法人税については、平成20年3月31日まで課税が凍結されているが、拠出時・運用時非課税の年金税制の基本原則に鑑み、撤廃すべきである。

また、公的年金給付縮減の流れの中で、企業型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げおよび加入者個人によるマッチング拠出を認めるべきである。

#### **(7) 受取配当金の益金不算入**

配当は課税後の利益から支払われるものであり、法人が受け取る配

当については、二重課税排除の観点から全額益金不算入とするべきである。また、平成14年度税制改正において廃止された特定利子に関する措置について見直しをはかるべきである。

#### (8) 減価償却制度

昨年度の抜本的な改正に引き続き、激化する技術革新や国際競争の実態に合わせて、資産区分を大括りにし、法定耐用年数も短縮するべきである。

なお、法人税における減価償却制度の償却可能限度額が撤廃されたところであるが、事業用償却資産に対する固定資産税についても同様の見直しを行うべきである。

#### (9) 公益法人課税について

官から民へという社会のニーズに対応した新たな公の担い手として非営利法人による公益活動への期待が高まっており、こうした活動を税制面からも支援する必要がある。

公益を担う法人に対する税制上の取り扱いについては、公益法人制度改革関連3法の制定により明確になった認定基準に基づいて公益性を認定された法人については、さらなる優遇措置がなされるべきである。

## 2 地方税制のあり方

#### (1) 地方分権・道州制に向けた税制について

地方が主役となる分権型社会・道州制を実現するためには、国と地方の実際の業務に見合った税財政構造を構築し、地方が自らの権限と責任のもと自立的に運営できる基盤を作り上げる必要がある。

そのためには、補助金の廃止と税源移譲をさらに進め、地方の真の自由度を高めていくことが求められる。

地方の税源としては、偏在性が少なく安定した税源を確保する必要があることから、地方消費税が適しており、偏在的で不安定な地方法人税については、公共サービスに見合った分に限定していくべきである。

また、地方交付税については、財政力格差是正のため、地方間で自主的に調整する水平財政調整制度を創設して、簡素・透明な基準で運用されるべきである。財源保障機能については、縮小させていくべきであり、国の担保する範囲は基礎的な行政サービス、すなわち精査されたナショナルミニマムの水準を維持するための財源措置に限定していくべきである。

## (2) 固定資産税の課税基準

土地に対する固定資産税については、土地が面する道路の交通利便性など行政サービスに対する応益性があり地方の税源として適当であるが、家屋や償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せないことから税源としては不適當である。特に、償却資産に対する課税については、製造業など特定業界に負担が偏重しており、公平性の面からも問題があるので将来的には廃止を検討すべきである。

## (3) 課税自主権について

課税自主権の行使は、地域における受益と負担の関係の明確化につながるものであり、今後のさらなる活用が求められているが、既存の一般歳出に対する見直しが十分に検討されないままに、追加負担が求められている事例が増えている。個別の重要施策に対して、単体で追加負担を求めるような課税自主権の行使が続いた場合、歳出全体が際限なく膨らむ恐れがある。

新たな追加負担を求める前には、まず既存の歳出を徹底的に見直すべきであり、住民全体が受益する重要施策については、一般予算で優先的に支出検討されるべきである。

また、事前の検討段階においては、対象となる施策の必要性について審議するだけでなく、税制の専門家を交えながら、財源の捻出方法についても審議ができる場を設けるべきである。

### 3 個人税制について

#### (1) 子育て支援に向けた所得控除の見直し

出産や子育てを支援するには、子育てに対する負担感を減らすとともに、仕事と子育てを両立できる環境を早急に整備していくことが必要である。

そのための税制面からの支援としては、共働きのサラリーマン等を手厚く支援するための、幼稚園・保育所費用やベビーシッター費用の所得控除を認める“子育て支援控除”の導入が効果が大きいと考えられる。

なお、このような制度の導入に際しては、既存の配偶者控除、扶養控除を見直すことで収支中立となるよう設計すべきである。

#### (2) 金融所得課税について

時限措置として適用されている株式の譲渡益および配当にかかる軽減税率については、金融資産の更なる貯蓄から投資への流れをはかるためにも、当面適用期限を延長すべきである。

#### (3) 「ふるさと納税」について

都市部と地方の格差は、地方間の税源のみでなく、国も含めた抜本的改革で解決をはかるべきものであり、ふるさとへの寄附金を住民税から一部税額控除できるようにする制度（＝ふるさと納税）については、慎重な検討が必要である。

### 4 その他

#### (1) 道路特定財源

地方においては、活性化や自立を支える重要な基盤である道路へのニーズは非常に高いにもかかわらず、依然として整備は十分とは言えない。また、そのための地方の道路特定財源も不足しているのが現状であり、国の道路特定財源に余剰が生じるのであれば、地方の道路整備に充てられるべきである。

## (2) 納税者番号制度の導入

税に対する国民の信頼を維持し、納税の公平性を確保するためには、納税者の所得や資産を把握しやすい納税者番号制度の導入を検討すべきである。納税者番号制度と消費税のインボイス方式との併用により所得捕捉が更に進むことが期待できることから、インボイス方式の導入についても検討すべきである。

## (3) 申告実務の簡素化

法人事業税の外形標準課税については、申告実務が煩雑になっており事務負担が大きくなっている。明細書の廃止を含めた簡素化の検討が必要である。

また、人材投資促進税制についても、添付書類への記載要件の簡素化の検討を要する。

以上